

議案第 49 号

飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例（案）

飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第
44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 2 号中「5 万 7 4 0 人」を「5 万 3, 8 7 0 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 7 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
(経営の基本) 第2条 省略 2 省略 3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 計画処理人口は、<u>5万3,870</u> 人とする。 (3) 省略	(経営の基本) 第2条 省略 2 省略 3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 計画処理人口は、<u>5万740人</u>とする。 (3) 省略